

平成二十年十月九日提出
質問第一〇〇号

介護施設の人員配置基準に関する質問主意書

提出者
山井和則

介護施設の人員配置基準に関する質問主意書

先の答弁書（内閣衆質一六八第一〇〇号）では「今回の調査研究により、三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことを可能とする方策を明らかにしていきたい」とあり、その調査研究については「厚生労働省においては、三対一に近い人員配置で身体拘束を行わずに介護を行っている介護保険施設の具体的な取組について調査を行い、現在、その結果を取りまとめているところであるが、その調査からは、例えば、これらの施設においては、入居者の転倒等による事故を防止するため、介護者が定期的に施設内を巡回することにより、入居者が転倒等の危険な状況にないか確認することや入居者が車椅子等から立ち上がる際にブザーが鳴り、介護者に知らせる仕組みを導入することなどの取組を行っていることが判明したところである」（内閣衆質一六九第五二〇号）とあった。

一 結局のところ、この調査研究によって、すべての介護施設が三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことは可能と言えるのか。

二 一の調査研究では、個室ユニットケアを行う介護施設でも実証されたのか。
右質問する。